

# シニアライフローン

No. 1

平成28年10月1日現在

1. 商品名	・シニアライフローン
2. ご利用いただける方	次のすべてを満たす方 ① 満60歳以上の方で、最終返済時の年齢が満80歳以下である方 ② 国民年金・厚生年金・各種共済年金等の受給者で、当金庫に年金受取口座を有している方、または当金庫に同年金の年金受取口座を指定する手続きをした方 ③ 年金担保借入を利用中でない方
3. お使いみち	リフォーム(増改築・修繕)資金、自動車の購入資金、旅行費用のほか、健康で文化的な生活を営むために必要な資金で次のいずれかに該当するもの ① 申込者または申込者の家族(配偶者、親、子、孫、兄弟)が必要とする資金 ※申込日時点で、支払日から1ヵ月以内のものに限り支払済資金も可 ② 申込者が①を用途として当金庫から借り入れた基金保証付個人ローン(切替プランを除く)の借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料(①と合わせた申込みに限る)
4. ご融資金額	・100万円以内
5. ご利用期間	・3ヵ月以上10年以内
6. ご融資利率	・当金庫所定の利率を適用させていただきます(固定金利)
7. ご返済方法	隔月の元金均等または元利均等返済となります(約定返済日は偶数月15日) ※元金返済据置期間は6ヵ月以内です ※6ヵ月ごとの増額(ボーナス)返済併用はできません
8. 担保・保証人	・一般社団法人しんきん保証基金が保証しますので担保・保証人は不要です。
9. 手数料・保証料率	・事務手数料は不要です ・保証料率は、年0.54%で融資利率に含まれています。
10. ご用意いただくもの	・預金お届出印鑑と通帳 ・運転免許証、運転免許証をおもちでない方は運転経歴証明書、パスポート、健康保険証(注)、顔写真付住民基本台帳カード 上記のほか、次の書類 【年金取引確認書類】 年金の振り込みが確認できるもの ※これから年金を受給する場合(他金融機関からの変更を含む)は、当金庫に年金受取口座を指定したことが分かる書類および年金証書 【資金用途確認書類】 見積書、請求書、振込依頼書(振込先名で資金用途が確認できるもの)、パンフレットなど ※その他必要に応じてご準備いただく場合もあります (注)健康保険証の場合は住民票抄本や公共料金の領収書等の提示が必要となります

平成28年10月1日現在

11. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話：025-222-3111）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、新潟県弁護士会（電話：025-222-5533）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）若しくは関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03-5524-5671）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
12. その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご融資金は、原則としてご購入先等へのお振込みによりお支払いいただきます。なお、お振込み手数料については、お客様負担となりますので、あらかじめご了承ください。</li> <li>・現在のご融資利率やご返済額の試算につきましては当金庫本支店までお問い合わせ下さい</li> </ul>